

「愛媛県食の安全安心の推進に関する計画」の 中間的な見直し概要（案）

本計画施行後の状況を踏まえ、中間的な見直しを実施しました。

食の安全安心に関する事件等

本計画施行後（平成22年度以降）、国内では、平成22年の口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザをはじめ、平成23年の福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による食品の汚染や牛肉の生食を原因とする腸管出血性大腸菌による集団食中毒事件などが発生しています。

また、県内でも、産地偽装事件や放射性物質に汚染された牛肉が流通した事態が発生するなど食の安全安心を揺るがす事件が後を絶ちません。

主な見直し内容

◆ 具体的な取組みを追加

食の安全安心に関する事件の発生や国の動向等を踏まえ、具体的な取組みを5項目追加して、62項目から67項目としました。

（追加した具体的な取組み）

(19) 養殖ヒラメに係る新種クドアの防疫体制の推進

食中毒の原因とされる新種クドアの県内ヒラメ養殖場への侵入及び新種クドアが寄生した養殖ヒラメの流通を未然に防止するため、「愛媛県クドア疾病対策ガイドライン」に基づき、新種クドアの検査対応や、確認された場合の出荷自粛等を指導するほか、まん延防止や被害軽減に資する技術開発と知見収集を実施し、関係者への情報提供に努めます。

(23) 県内産農水産物の放射性物質安全確認の検査

消費者等に安心して県内産農水産物を購入していただけるよう、生産量の多い品目を中心に計画的な「安全確認検査」を実施します。

(32) 生食用食肉取扱施設に対する監視指導

牛生レバーの生食用としての提供の禁止や生食用食肉（牛肉）の規格基準の制定等に伴い、生食用食肉取扱施設について、重点的に監視指導を行います。

(36) 流通食品の放射性物質検査等の実施

流通食品を対象とした計画的な「収去検査」や食品関連事業者等からの「委託検査」のほか、消費者からの「相談検査」を実施することにより、食品衛生法に基づく放射性物質の基準値を超過した食品の流通防止に努めます。

(50) 食品表示一元化に伴う体制の整備

食品表示制度について、食品衛生法、JAS法、健康増進法の表示部分を一元化した新たな法律の整備が検討されていることから、今後、国の動向等を注視しながら、県民や食品関係事業者にわかりやすい食品表示の運用を図るとともに、一元的かつ効率的な監視指導等を行うための体制づくりを検討します。

◆ 推進指標及び表現の見直し

関連する他の計画等の改定状況や事業の進捗状況をふまえて、本計画の表現及び推進指標の見直しを行いました。

(目標 (H26年度) の設定及び修正を行った推進指標)

施策の方向	指標名	指標値 (20年度) ※策定時	実績 (23年度)	中間目標 (24年度)	目標(旧) (26年度)	目標(新) (26年度)
1	食の安全安心総合ホームページ閲覧件数	32,650件	39,296件	35,000件	38,000件	40,000件
3	農業適正使用講習会・研修会の開催回数	173回	438回	170回	170回	410回
4	エコファーマー取組面積	908ha	684ha	1,200ha	—	1,200ha
	有機農業取組面積	365ha	393ha	570ha	—	570ha
5	ふれあい牧場等の開催回数	46回	80回	50回	50回	80回
9	食品表示ウォッチャーからの報告に基づく不適切な表示の割合	35.8%	14.7%	20.8%	—	0%
10	地産地消・愛あるサポーター登録数	1,850	2,302	2,000	—	2,400
	学校給食における地場産物の使用割合(食材数ベース)	27.1% (19年度)	33.9%	30%以上	—	30%以上
13	危害情報申出制度対応件数	—	56件	20件	20件	65件
15	消費者との意見交換会の実施回数、参加者数	9回 328名	12回 394名	9回 350名	9回 350名	12回 400名

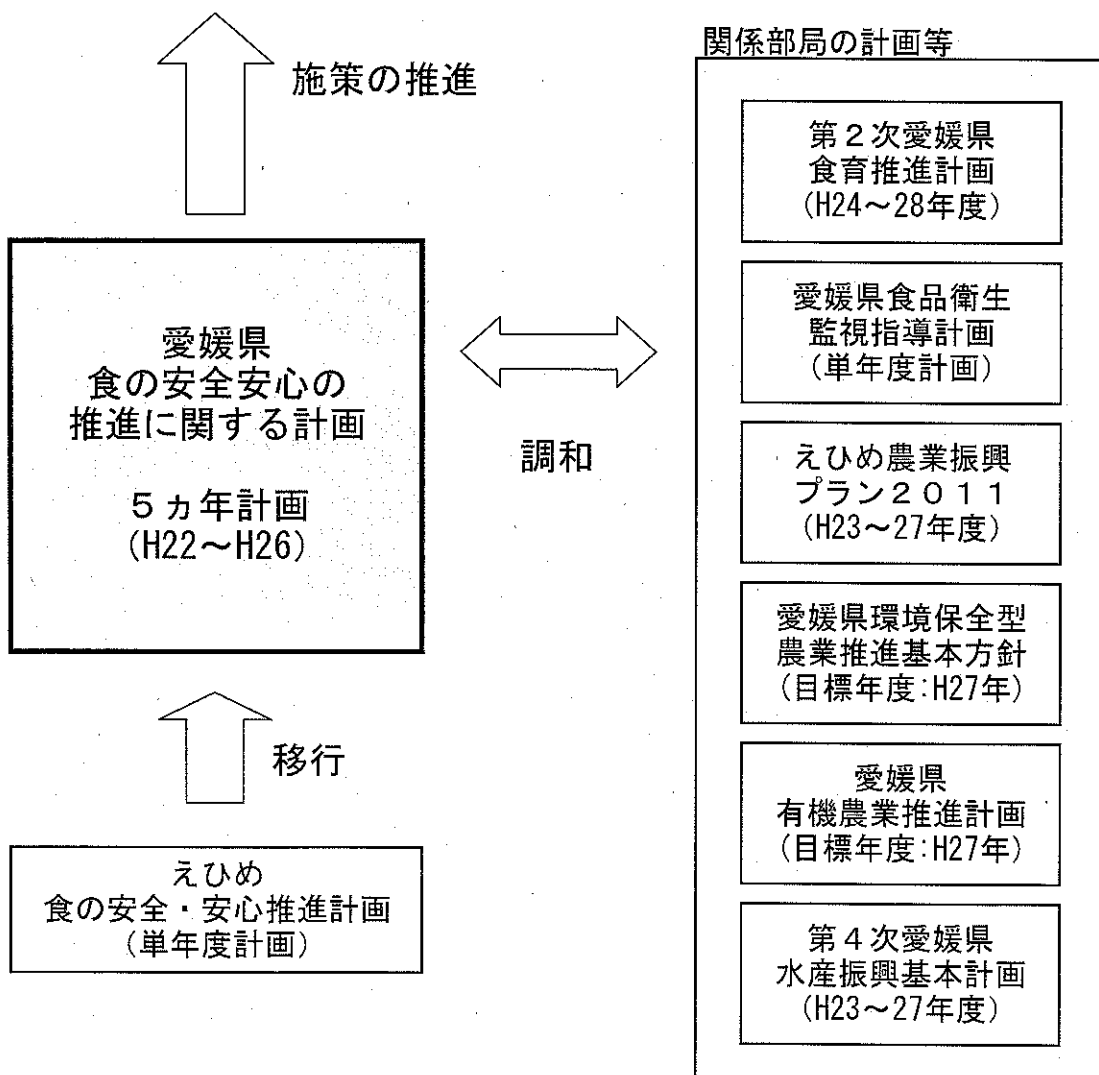
注：目標(旧)(26年度)の「—」は本計画策定時に目標値の設定がなかったもの。

(推進指標の設定 3指標)

施策の方向	指標名	実績 (23年度)	予定件数 (24年度)	目標 (26年度)
4	県内産農産物の放射性物質安全確認検査件数	26件	20件	20件
	県内産水産物の放射性物質安全確認検査件数	14件	10件	10件
6	流通食品の放射性物質収去検査件数	42件	500件	500件

○計画の位置付け（一部改定後）

第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」 アクションプログラム編（H23～26年度）
施策29：消費者の安全確保と生活衛生の向上
主な取組み ②食の安全・安心の確保
<p>食の安全・安心に関して正確で分かりやすい情報を提供し、相談体制を充実するほか、リスクコミュニケーション等を通じた関係者相互の理解を深めるとともに、エコえひめ農産物の生産促進や販売拡大に取り組みます。</p> <p>また、近年、問題となっている家畜伝染病等の防疫活動を迅速・的確に行うため県家畜保健衛生所及び県家畜病性鑑定所の機能強化を図り、家畜伝染病等の発生防止に取り組むとともに、農薬、動物用医薬品等の適正使用の指導や、食品関連施設に対する監視指導の適切な実施、食品表示ウォッチャーによる食品表示の適正化に努めます。</p> <p>さらに、事業者の自主衛生管理水準の向上を図るため、愛媛県HACCP制度の導入促進と、消費者への理解促進・認知度向上に取り組みます。</p>



○施策体系図（一部改定後）

目標	基本施策	施策の方向	具体的な取組み	
安全安心・豊かなえひめ食文化の継承	I 正確で分かりやすい情報の提供	1 ホームページ等を利用した情報提供の充実	(1) 食の安全安心総合ホームページの運営 (2) メールマガジンの発行 (3) 収去検査結果等の公表 (4) 食中毒予防に関する情報発信 (5) 食品関連事業者からの情報提供支援システム (6) 消費者苦情等に関する一般消費者への情報提供	
		2 食の安全に係る相談窓口の充実	(7) 相談への的確な対応、情報共有 (8) 出前講座や出前相談室の実施	
	II 生産から消費に至る食の安全安心の確保	i 生産段階における安全安心の確保	3 食の安全確保を最優先した生産への意識の向上	(9) 生産者に対する農薬適正使用の啓発 (10) 農薬販売業者や使用者に対する立入検査の実施 (11) 出荷前農産物の残留農薬分析による安全性の確認 (12) 生産者個々における農薬使用の記帳推進 (13) 農業団体や農薬販売業者と連携した農薬適正使用の推進 (14) 生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等への巡回 (15) 牛耳標装着の農家指導 (16) 原木シイタケ等生産者を対象とした技術講習会等の開催 (17) 養殖衛生管理体制の推進 (18) 貝毒検査の実施 (19) 養殖ヒラメに係る新規クドアの防疫体制の推進
			4 安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み	(20) 環境保全型農業の推進 (21) 有機農業の推進 (22) GAP（農業生産工程管理）の推進 (23) 県内産農水産物の放射性物質安全確認の検査 (24) 消費者ニーズに対応した生産技術の開発 (25) 畜産関係生産者の巡回による普及指導 (26) 死亡牛のBSE検査 (27) 高病原性鳥インフルエンザ対策
			5 消費と生産との距離を縮める取組み	(28) 農林水産参観デーによる推進 (29) ふれあい牧場、工場見学等の開催 (30) 消費者ニーズの把握、生産への反映
			6 県内流通食品の監視指導の徹底	(31) 計画的かつ効率的な食品関係施設への監視指導の実施 (32) 生食用食肉取扱施設に対する監視指導 (33) 大規模調理施設に対する監視指導 (34) と畜場等の監視指導等 (35) 収去検査の計画的な実施等 (36) 流通食品の放射性物質検査等の実施 (37) 食品に関する調査研究の推進 (38) 食品関係施設への監視指導等を行う人材の育成
		ii 製造、加工、販売段階における安全安心の確保	7 自主的な衛生管理体制の構築に向けた意識の高揚	(39) 自主衛生管理の周知啓発 (40) 自主衛生管理に関する助言等 (41) 自主衛生管理推進事業の支援 (42) 集団給食施設における自主衛生管理の促進 (43) 自主衛生管理等推進事業者の表彰
			8 自主的な衛生管理手法の導入推進	(44) 食品自主衛生管理認証制度の普及促進
			9 食品表示の適正化の推進	(45) 食品表示の監視指導 (46) 食品表示に関する啓発 (47) 食品表示に関する連携 (48) 安心感に配慮した表示の推進 (49) 食品表示に関する相談への対応 (50) 食品表示一元化に伴う体制の整備
			10 食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進	(51) 食育の推進 (52) 地産地消の推進 (53) 食文化の普及推進 (54) 小学校等での出張食育教室の実施 (55) 栄養教諭による食に関する指導の推進
			11 自主回収報告制度の普及	(56) 自主回収報告制度の普及促進 (57) 自主回収報告内容の迅速な情報提供
	iii 消費段階における安全安心の確保	12 自主回収への協力の推進	(58) 自主回収着手事業者への指導等 (59) 自主回収協力事業者への助言等	
		13 危害情報の申出制度の普及	(60) 危害情報申出制度の周知 (61) 危害情報への迅速な対応	
		14 民間組織等との協働	(62) 食品関係団体との連携	
		15 消費者・食品関連事業者との情報・意見交換の実施	(63) リスクコミュニケーションの推進 (64) 消費者との意見交換会の実施等 (65) リスクコミュニケーター育成等	
		16 県民の意見の反映	(66) パブリックコメントの実施 (67) アンケート等による県民の意識の把握	
III 関係者間の相互理解と協働の推進				

えひめ農業振興プラン2011

県では、平成23年3月に、本県農業政策の基本指針として「えひめ農業振興プラン2011」を策定し、平成27年度の目標年次に向けて、その実現を図るため、諸施策を展開している。

新種クドア

正式名称はKudoa septempunctata（クドア・セプテンpunkタータ）。魚類に寄生する寄生虫の一種として、近年新たに発見された。ヒラメへの寄生が確認されており、寄生したヒラメを生食することで一定量のクドアが摂取されると、一過性の食中毒を引き起こすことが知られている。クドアを肉眼で確認することはできないが、熱等には弱く、一定条件下での加熱や冷凍により食中毒を防止することができる。

第2次愛媛県食育推進計画

食育基本法が平成17年6月に施行され、県では、平成19年3月の第1次の食育推進計画に引き続き、平成24年3月に、生涯食育社会を目指し、県民との協働による課題解決や目標達成のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、周知から実践に向けた、第2次食育推進計画を策定している。

第4次愛媛県水産振興基本計画（水産えひめ振興プラン）

県では、平成23年3月に、水産業を巡る情勢の変化を踏まえて、平成27年度を目標年次とした「第4次愛媛県水産振興基本計画（水産えひめ振興プラン）」を策定し、愛媛県水産業の再生を目指して諸施策を展開している。

生食用食肉（牛肉）

生食用として販売される牛の食肉（内臓を除く。）のことを言う。平成23年に発生した焼肉チェーン店での腸管出血性大腸菌による食中毒事件を受けて食品衛生法が改正され、肉表面の加熱殺菌が義務付けられる等、新たに生食用食肉（牛肉）の取扱いに関する加工・調理基準等が定められた。

（なお、県では、要領により生食用食肉の取扱い施設の事前届出制度を導入している。）

放射性物質の基準値

食品中に含まれる放射性セシウム（放射性物質の一種）の基準値。福島第一原子力発電所事故に伴い、食の安全安心を確保するため、新たな基準値として食品衛生法で定められた。基準値は、4つの食品区分ごとに設定されており、一般食品100ベクレル/kg、乳児用食品50ベクレル/kg、牛乳50ベクレル/kg、飲料水10ベクレル/kgとなっている。

（放射性物質は、放射線を出す能力をもった物質をいう。）

食の安全安心に関する主な事件等

時 期	事 件	概 要
平成22年4月	口蹄疫の発生	平成12年以来、10年ぶりに宮崎県で発生。
平成22年11月 ～23年3月	高病原性鳥インフルエンザの発生	全国9県24農場で発生。
平成23年3月	東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の発生	県内でも、放射性物質に汚染された牛肉が流通した事態が発生し、原発事故による食品への放射能汚染の不安が高まる。
平成23年4月	牛肉の生食による食中毒の発生	富山県の焼肉チェーン店において、腸管出血性大腸菌を原因とする食中毒により死亡事故が発生。
平成23年6月	ヒラメを介した新種クドアによる食中毒の発生	平成21年6月から平成23年3月の間に全国で発生した原因不明の食中毒198件のうち135件にヒラメの刺身が提供されていた。 平成23年6月8日、薬事・食品衛生審議会から新種クドア・セプトンクタータの関与が強く示唆されるとの提言がなされた。
平成23年10月	うなぎ蒲焼の原産地に係る不適正表示	県内で、中国産うなぎ蒲焼の原産地を「国産」と表示して販売する事件が発生。JAS法及び景品表示法に基づく是正の指示を行った。
平成24年8月	浅漬けによる食中毒の発生	北海道において、腸管出血性大腸菌を原因とする食中毒により死亡事故が発生。
平成24年10月	あわびの原産地に係る不適正表示	県内で、韓国産あわびを地元産あわびと表示してホテル利用客に提供する事件が発生。消費者庁が景品表示法に基づく措置命令を出した。

推進指標の状況

I 正確で分かりやすい情報の提供	1	食の安全安心総合ホームページの閲覧件数	32,650件	27,586件	35,684件	39,296件	35,000件	40,000件	
		メールマガジン登録者数			279人	371人	1,000人	2,000人	
		食品関連情報の提供件数	213件	173件	186件	139件	210件	210件	
		人口10万人あたりの食中毒患者数	41.2人	12.5人	20.4人	22.2人	30人	20人	
	2	相談窓口における相談受付件数	257件	194件	154件	263件	250件	250件	
		県政出前講座、出前相談室実施件数	11件	9件	8件	7件	15件	20件	
II 生産から消費に至る食の安全安心の確保	i 生産段階における安全安心の確保								
	3	農業適正使用講習会・研修会開催回数	173回	138回	383回	438回	170回	410回	
		農業立入検査実施件数	339件	321件	278件	308件	300件	300件	
		出荷前の農産物の残留農薬分析件数	298件	293件	294件	297件	300件	300件	
		生産者、飼料販売店、動物医薬品販売店巡回件数	857件	642件	572件	664件	850件	850件	
		牛耳標装着率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
		養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数の割合	70.3%	66.8%	80.8%	67.9%	70%	70%	
		貝毒検査の予定件数に占める検査件数の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
		エコファーマー取組面積	908ha	924ha	953ha	684ha	1,200ha	1,200ha	
	4	有機農業取組面積	365ha	396ha	389ha	393ha	570ha	570ha	
		県内産農産物の放射性物質安全確認検査件数				26件	—	20件	
		県内産水産物の放射性物質安全確認検査件数				14件	—	10件	
		安全安心な農畜産物生産に関する開発技術の数	1	1	1	0	4(延べ)	6(延べ)	
		畜産関係生産者巡回戸数	737(全戸)	686(全戸)	709(全戸)	666(全戸)	全戸	全戸	
	5	高病原性鳥インフルエンザ検査羽数	980(羽) (100%)	1,330(羽) (100%)	1,270(羽) (100%)	1,260(羽) (100%)	対象鶏全羽	対象鶏全羽	
		農林水産参観デー開催回数	8回	8回	8回	10回	8回	8回	
		ふれあい牧場等の開催回数	46回	54回	51回	80回	50回	80回	
		ii 製造、加工、販売段階における安全安心の確保							
	6	愛媛県食品衛生監視指導計画に基づく施設監視達成率	105.3% (22,977件)	114.7% (24,476件)	119.4% (25,690件)	121.8% (26,149件)	100%	100%	
		食品等の収去検査による規格基準違反率	0.66%	0.26%	0.47%	0.45%	0.50%	0.30%	
		流通食品の放射性物質収去検査件数				42件	—	500件	
		7	食品衛生責任者実務講習会受講率	66.4%	73.7%	67.8%	82.1%	80%	100%
		8	食品自主衛生管理認証制度における認証施設数			7施設	9施設	10施設	20施設
9		食品表示監視実施数	28,024件	31,199件	25,452件	27,916件	30,000件	32,000件	
	食品表示ウォッチャーからの報告に基づく不適切な表示の割合	35.8%	26.5%	16.5%	14.7%	20.8%	0.0%		
iii 消費段階における安全安心の確保									
10	地産地消・愛あるサポーター登録数	1,850	2,202	2,276	2,302	2,000	2,400		
	えひめ食文化普及講座開催回数	57回	57回	52回	57回	50回	50回		
	食育教室開催回数	46回	59回	52回	57回	50回	50回		
	学校給食における地産産物の使用割合(食材数ベース)	27.1% (19年度)	—	31.8%	33.9%	30%以上	30%以上		
	11	自主回収情報の提供件数	3件	9件	11件	9件	6件	10件	
	13	危害情報申出制度対応件数		26件 (10~3月)	83件	56件	20件	65件	
III 互理解関係者間の推進	14	食品衛生推進員巡回施設数	9,000	7,700	7,140	7,952	9,500	10,000	
	15	食の安全・安心県民講座の開催回数、参加者数	3回278名	3回446名	5回727名	5回537名	4回400名	5回500名	
		消費者との意見交換会の実施回数、参加者数	9回328名	12回410名	12回419名	12回394名	9回350名	12回400名	
	16	食の安全安心に関するアンケート協力者数	278名	502名	521名	411名	400名	500名	

※中間見直し時に設定及び修正したものは、斜体表記しています。